平成２２年（フ）第８６４８号
大阪府豊中市東寺内町12番12―803号
破産者　山田　光子
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６８５号
大阪市住之江区西住之江３―２―10―501、住民票上の住所大阪市住之江区北島２丁目６番30―702号
破産者　北埜　保次
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６３５号
堺市西区浜寺石津町東１丁３番31―335号、前住所大阪府和泉市寺門町１丁目10番10号
破産者　比嘉　正源
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６７３号
大阪府堺市南区原山台５丁１番５―419号
破産者　外山　昌明
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９０１号
神戸市北区上津台６丁目36―17コンフォートコエモンⅡ202号室、外国人登録原票上の住所大阪府富田林市高辺台１丁目22番17号
破産者　豊田秀昌こと　崔　　秀昌
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８９号
神戸市垂水区中道２丁目１番16―303号、従前の住所神戸市垂水区塩屋町３丁目11番12号
破産者　吉田　雄大
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５６号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番25―1204号
破産者　古川　　勝
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４６８号
兵庫県伊丹市鴻池６丁目９番24―201号
破産者　西花　輝昌
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４８９号
兵庫県宝塚市御所の前町９番22号、前住所兵庫県宝塚市高司２丁目７番13号　レオパレスＮｏｒｔｈ　Ｃｏｕｒｔ202号
破産者　松本　孝司
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６４６号
兵庫県相生市汐見台40番地の４ファミィールロジュマン202号室、従前の住所兵庫県相生市本郷町４番５号
破産者　米田　克江（旧姓野中）
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７０２号
兵庫県加古川市別府町新野辺751番地、従前の住所兵庫県加古川市平岡町一色678番地の１　ニューアメニティー203号
破産者　片山　政邦
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５号
香川県高松市屋島西町1957番地10、開始決定時住所香川県高松市鶴市町1612番地45
破産者　太田　花子
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７３８号
熊本市新南部１丁目４の５、住民票上の住所熊本市龍田弓削１丁目30番１号
破産者　豊川　真理
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４０６号
秋田県南秋田郡五城目町馬場目字帝釈寺42番地１
破産者　宮川　昭子
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４７号
福島市宮下町16番16号
破産者　大橋　俊夫
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２８５号
福島県郡山市大槻町字新林１番地の24
破産者　菊地　元子
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
福島県いわき市内郷内町堤田86番地の２
破産者　小池　雅士
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１６４号
千葉県山武市本須賀14番地178
破産者　宇佐見　誠
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係